※本要領は、著作者の了承を得て定めたものである。

「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用に係る取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、三沢市の観光・物産振興及び地域活性化を図るとともに、キャラクターの適正な使用を推進することを目的に、ご当地キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、キャラクターとは、次に掲げるものをいう。

⑴ホッキーナちゃん

⑵ほきのすけ

⑶ビードル君

（著作権）

第３条　キャラクターの著作権の帰属は、次のとおりとする。

⑴第２条第１号及び第２号に掲げるキャラクターの著作権は、著作者に帰属する。

⑵第２条第３号に掲げるキャラクターの著作権は、三沢市に帰属する。

２　三沢市は、前項第１号のキャラクターについては、著作者との著作物利用許諾契約に基づき本要領を運用するものとする。

（図柄等）

第４条　キャラクターのデザイン、色、縦横の比率は、別図１及び別図２のとおりとする。

２　キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、そのデザインを改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。

３　キャラクターを利用する際、媒体の性質または表示スペースの制約等により表示が困難な場合を除き、「@rig-pa 制作年号」等のクレジット表記を行うものとする。

（使用の申請等）

第５条　キャラクターの使用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、様式１「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用申請書（以下「申請書」という。）に記入の上、必要書類を添えてあらかじめ三沢市に提出しなければならない。

２　三沢市は前項の申請書の内容を審査し、本要領に適合すると認めた場合は様式２「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用承認通知書（以下「承認通知書」という。）承認、本要領に適合しないと認めた場合は不承認とし、様式２「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用（承認・不承認）通知書（以下「通知書」という。）を、申請者に交付する。

３　三沢市職員が職務でキャラクターを使用する場合、非営利での使用に限り、同条第一項の申請手続きは不要とする。

４　使用者は、承認を受けた使用内容を変更しようとする場合、速やかに三沢市へ連絡し、同条第１項に定める申請書を提出し、改めて承認を得るものとする。

（デザイン使用料等）

第６条　申請者が、デザインを使用する際の使用料は、原則として次に掲げる公益目的の使用に限り、無償とする。

⑴教育活動

⑵地域貢献活動

⑶環境保護活動

⑷地域振興イベント

⑸文化・芸術活動

⑹健康促進活動

２　申請者が営利使用を希望する場合、第２条第１号及び第２号に掲げるキャラクターについては、承認通知書の交付を受けた後に著作者と申請者との間で、別途締結する使用料等に関する契約書に従って使用するものとする。このとき、使用契約書の写し１部を三沢市へ提出しなければならない。

３　キャラクターの著作権は著作者に帰属し、三沢市は著作者と「ホッキーナほきのすけ」著作物利用許諾契約に基づき本要領を運用するものとする。

４　第２条第３号に掲げるキャラクターの使用について営利目的であっても、第６条第１項に掲げる使用目的に該当する場合は、無償とする。

（使用上の遵守事項）

第７条　三沢市は、キャラクターの使用申請及び使用に当たり、次の各号のとおり条件を付すものとする。

⑴承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。

⑵キャラクターに関して、その名称、図柄を商標出願及び意匠出願しないこと。

⑶キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。

⑷キャラクターのイメージ、三沢市の信用や品位を害する使用をしないこと。

⑸キャラクターを特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用しないこと。

⑹原則として、キャラクターデザインには第２条に定義するキャラクター名称又は「三沢市」又は「ＭＩＳＡＷＡＣＩＴＹ」の表記を付すものとする。

⑺上記以外に、三沢市は必要に応じて条件を付することができる。

（使用の非独占性）

第８条　この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占してイラストデザインを使用する権限を付与するものではない。また、使用者や使用対象物について三沢市が推奨を行うものではない。

（使用者の義務）

第９条　使用者は、三沢市へ製作物を提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

２　使用者は、関係法令等を遵守するとともに、キャラクターの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

３　使用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに三沢市へ通知するものとする。

４　使用者は、第三者との係争、審判又は訴訟等が生じた場合は、著作者と協力して対処するものとし、その費用は、使用者が負担するものとする。

５　使用者は、三沢市から要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告

等を行わなければならない。

（キャラクターの適正使用）

第１０条　三沢市は、使用者がこの要領を遵守せず、不正に使用した場合は、次の各号のとおり必要な措置を講ずることとする。

⑴警告

⑵使用承認の取消し

２　前項第２号の措置を講ずる場合は、様式３「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用承認取消通知書を、申請者に交付する。

３　三沢市は、前項の規定による使用承認の取り消しを行ったことによって、使用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

（使用期間）

第１１条　キャラクターの使用期間は、承認の日から最長５年間とする。

（賠償責任）

第１２条　三沢市は使用の承認または使用申請に起因して使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者はイラスト等の使用に際して、故意または過失により三沢市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を三沢市に賠償しなければならない。

（事務）

第１３条　この要領に関する事務は、三沢市観光物産課が行う。ただし、別図２に係る申請事務は国スポ・障スポ推進室が行う。

（補足）

第１４条　この要領に定めるもののほか、イラストデザインの取扱いについて必要な事項は、三沢市が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年８月３１日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年３月１４日から施行する。

附　則

この改正は、令和７年５月１５日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年４月１３日から施工する。

附　則

この改正は、令和８年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。

別図１

No.１　ホッキーナちゃん （アメリカンＶｅｒ．）	No.２　ほきのすけ （アメリカンＶｅｒ．）
No.３　ホッキーナちゃん （左向きＶｅｒ．）	No.４　ほきのすけ （両手上げＶｅｒ．）
No.５　ホッキーナちゃん （右向きＶｅｒ．）	No.６　ほきのすけ （腕組みＶｅｒ．）
No.７　ホッキーナちゃん＆ ほきのすけ	No.８　ビードル君

別図２

１　チアリーダー	２　応援団	３　ショートトラック
４　アイスホッケー	５　ホッケー	６　軟式野球
７　ソフトボール	８　銃剣道	９　バスケットボール
１０　ボウリング（知・身）	１１　車いすバスケットボール	１２　太極拳

様式第１号（第５条関係）

「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用申請書

年　　月　　日

（宛先）三沢市長

（申請者）
住所又は所在地
団体等の名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり、「ご当地キャラクター」イラストデザインを使用したいので申請いたします。なお、イラストデザインの使用にあたっては、定められた取扱要領をよく読み、遵守いたします。また、申請書に記載の情報を著作者等へ共有することに同意いたします。

<table>
<tr><td colspan="2">使用目的
（キャラクターを活用する事業などの概要）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用方法</td><td>媒体区分</td><td colspan="2">□印刷物　□ＷＥＢ／ＳＮＳ　□映像　□物品
□その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）</td></tr>
<tr><td>媒体名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>製作物数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>配布・販売の有無</td><td colspan="2">□配布・提供　なし
□配布・提供　あり（無償）
□販売（有償）［□商品・グッズ　□サービス提供］
［商品・グッズの価格（予定）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿］</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">担当者連絡先</td><td>所属・部署名等</td><td>担当者名</td></tr>
<tr><td colspan="2">メールアドレス：
電話番号：
ＦＡＸ：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用を希望するデザイン</td><td colspan="2">別図１　№＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">別図２　№＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ形式</td><td colspan="2">□無　□有（□.png　□.jpg　□その他（　　））</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類一覧

【非営利使用の場合】

	個人	団体	法人	備考
①団体・法人の概要、現況を表すもの （会社概要又は事業概要がわかる資料）		●	●	
②制作物の内容が確認できる資料 （デザイン案、完成イメージ、商品見本等）	●	●	●	
③その他	※	※	※	

【営利使用の場合】

上記の①～③の全てに加えて、以下のもの。

	個人	団体	法人	備考
④暴力団の排除に係る誓約書兼同意書 （別添様式１）	●	●	●	
⑤税情報の閲覧に関する同意書［市内事業者］ （別添様式２） 納税証明書［市外事業者］	●	●	●	

※いずれの使用の場合も、必要に応じてこのほかの書類の提出を求めることがあります。

様式第２号（第５条関係）

「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用（承認・不承認）通知書

年　　月　　日

（申請者）
団体等の名称
代 表 者 氏 名　　様

三沢市長

年　　月　　日付で申請のありました「ご当地キャラクター」イラストデザインの使用について（承認・不承認）します。

承認番号	第　　号
使用目的 （キャラクターを活用する事業などの概要）	
使用方法	
使用期間	令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
使用を希望するデザイン	別図１　№
	別図２　№
データ形式	□無 □有（□.png　　□.jpg　　□その他（　　））
不承認理由 (不承認のみ記載)	

（裏面へ）

（使用上の遵守事項）

⑴承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。

⑵キャラクターに関して、その名称、図柄を商標出願及び意匠出願しないこと。

⑶キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。

⑷キャラクターのイメージ、三沢市の信用や品位を害する使用をしないこと。

⑸キャラクターを特定の個人、政党、宗教団体の支援活動等に使用しないこと。

⑹原則として、キャラクターデザインには第２条に定義するキャラクター名称又は「三沢市」又は「ＭＩＳＡＷＡＣＩＴＹ」の表記を付すものとする。

⑺上記以外に、三沢市は必要に応じて条件を付することができる。

※この使用承認書は、使用者が商業利用を希望する場合においては、使用者及び著作者間の契約締結をもって効力を発揮するものである。また、あくまでキャラクターデザインの使用についての承認を行うものであるので、実際の使用にあたって、使用承認書と契約書の内容に矛盾・抵触が生じた場合には、契約書の内容を優先するものとする。

様式第３号（第１０条関係）

「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用承認取消通知書

年　　月　　日

（申請者）
団体等の名称
代 表 者 氏 名　　様

三沢市長

年　　月　　日付で承認しました「ご当地キャラクター」イラストデザインの使用について、下記のとおり承認を取り消すこととします。

使用目的 （キャラクターを活用する事業などの概要）	
使用方法	
取消理由	

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私（私を代表者とする法人・団体）は、「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

また、私（私を代表者とする法人・団体の役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、本誓約書兼同意書及び役員一覧表を、貴職が青森県警察に提供することに同意します。

記

１　私（私を代表とする法人・団体）は、三沢市暴力団排除条例（平成２４年三沢市条例第１１号）第２条に規定する暴力団または暴力団員と一切関係はありません。

２　本団体の役員は、暴力団員ではありません。

３　前２項の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

４　前３項に反したことにより貴市から使用承認の取消し等を求められた場合は、その求めに従います。

令和　　年　　月　　日

三沢市長　　様

所在地又は住所

.....

法人・団体の商号又は名称（フリガナ）

.....

法人・団体の代表者または個人の氏名（フリガナ）

.....

税情報の閲覧に関する同意書

令和　　年　　月　　日

三沢市長　殿

所在地又は住所

法人・団体の商号又は名称（フリガナ）

法人・団体の代表者または個人の氏名（フリガナ）

「ご当地キャラクター」イラストデザイン使用申請申請するにあたり、三沢市職員が当方（上記記載の法人又は個人）の市税に係る税務申告の有無、課税状況並びに納税状況等の税情報を閲覧することについて同意します。